

秋の全国交通安全運動

～ 安心を 光で届ける 反射材 ～

交通安全運動は、交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践が主体的に行われるよう一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るために実施されます。

実施期間 9月21日(火)から9月30日(木)まで

実施の重点

- ・高齢者の交通事故防止
- ・夕暮れ時歩行者と自転車の交通事故防止
- ・すべての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用
- ・飲酒運転の根絶

秋季の交通事故防止ポイント

【運転者向け】

秋は日没時間が早まることから、夕方から夜にかけての自転車、歩行者の見落とし、発見遅れによる交通事故が心配されます。

速度を落として、自転車や歩行者を早期に発見し、不意の横断などに備えましょう。

自動車内に安全な座席はありません。

全員のシートベルト着用を確認してからスタートしましょう。

飲酒運転は凶悪犯罪です。「これくらいなら大丈夫だろう」、「事故さえ起こさなければ大丈夫だろう」という間違った考えをしていませんか。

飲酒運転は、ハンドル・ブレーキ操作の遅れや判断力が低下することから、重大事故につながります。絶対に「飲酒したら運転しない」を徹底しましょう。

【歩行者・自転車利用者向け】

夜行反射材を活用するとともに、自転車も早めにライトを点灯し自分の存在をアピールしましょう。

道路を横断するときは、左右の安全を確認し近づいてくる車があるときは、通り過ぎるまで待ちましょう。また、近くに横断歩道がある場合は、少し遠回りでも横断歩道を渡りましょう。

富良野警察署 ☎ 22 0110

平成23年度版道民手帳の斡旋

最新の統計情報や市町村のイベント、ふるさと情報など身近に役立つ情報が満載！

価格 600円(税込)

申込み 10月5日までに企画課広報統計係へ電話で申込みください。

企画課広報統計係 ☎ 52 2115

10月1日から10月7日は公正証書週間です

公正証書は、公証人が本人の意思を確認して作成する公文書です。

契約当事者の意思を法的に確保しながら内容を明確にするため、争いを未然に防止できますので、債務弁済、協議離婚に伴う養育費や慰謝料、売買、贈与、賃貸借のほか任意後見契約、尊厳死宣言、遺言書など広く皆さんに利用されています。

金銭トラブルでは、公正証書があれば裁判手続きが省略できます。その他の内容については、完全なる強い証拠力があります。

遺言書を公正証書で作成すると法定相続にかかわらない遺言者の意思に基づく相続関係が実現できます。

遺産をめぐる相続人間の無用な争いを避け、面倒な手続きを簡単にし、安心できる公正証書遺言を作成しましょう。

会社設立の定款作成に関する相談にも応じております。相談は無料、秘密は厳守します。

問い合わせ先

旭川市6条通8丁目TR68ビル5階
旭川公証人合同役場 ☎ 0166 23 0098

無料法律相談のお知らせ

北海道弁護士会連合会による無料法律相談が、次により実施されます。

弁護士不在地区に弁護士が来て相談に応じてくれるものです。例えば、借金・相続・消費者問題など、一人で悩まず弁護士に相談してみませんか。解決策がきっと見えてきます。

と き 平成22年10月14日(木)

午後1時30分から午後3時30分

ところ 保健福祉センターみなくる 相談室

その他 相談は予約制となっております。

予約開始日 平成22年10月4日(月)から

予約・問い合わせ先 総務課総務係 ☎ 52 2112

貸金業のルールが変わりました

本年6月から、個人が貸金業者から借りられる額が年収の3分の1までに制限されるなど、貸金業法のルールが大きく変わりました。

容易に借りられるなどの広告を出したりダイレクトメールを送る業者の中には、違法なヤミ金業者も多いことから、不安がある場合は、貸金業苦情相談専用フリーダイヤル(電話0120 1 78372)または、道庁環境生活部消費者安全課(電話011 231 4111[内線24 527])までお問い合わせください。